

勝浦市コミュニティ集会施設
管理運営規程

2020年4月
勝浦市教育委員会

1. 管理運営

勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例及び勝浦市コミュニティ集会施設管理規則に基づき、地域住民が連帯感と相互理解をもち、快適で健全な地域社会づくり活動並びに社会教育活動を総合的に推進するため、勝浦市教育委員会勝浦市芸術文化交流センターが管理運営を行うものとする。

2. 施設

(1) 勝浦集会所

所在地：勝浦市出水1297番地2

○事務室：34.78㎡

○集会室(①・②)：198.74㎡

(①・②各99.37㎡) ※間仕切り可

定員：各50名

○和室：45.55㎡(前室あり)

定員：25名

※図書館との複合施設。1階の一部及び2階を集会所とし、1階の図書館については勝浦市教育委員会図書館が管理する。

(2) 興津集会所

所在地：勝浦市興津1222番地1

○事務室：30.24㎡

○集会室①・②：104.074㎡

(①57.058㎡・②47.016㎡) ※間仕切り可

定員：各30名

○和室：60.48㎡(前室あり)

定員：20名

○調理室：60.48㎡

定員：30名

○図書室：60.48㎡

定員：10名

○陶芸窯：5.00㎡

※元興津中学校校舎の1階のみを集会所とし、2階・3階は使用しないため防火扉(常閉)により立入不可とする。

※敷地内の体育館・グラウンド・柔剣道場はスポーツ関係活動施設として勝浦市教育委員会が管理。プールは使用不可。

(3) 上野集会所

所在地：勝浦市植野元宮田34番地

○事務室：6.00㎡

○集会室：60.00㎡

定員：30名

○調理室：30.00㎡

定員：15名

※集会所の一部を学童保育として勝浦市役所福祉課が管理。

(4) 総野集会所

所在地：勝浦市蟹田159番地

○事務室：6.00㎡

○集会室：60.00㎡

定員：30名

○和室：47.50㎡（前室あり・27.5畳）

定員：25名

○調理室：30.00㎡

定員：15名

○図書室：30.00㎡

定員：15名

3. 業務

(1) 勝浦集会所

職員常駐なし。勝浦市芸術文化交流センター職員または併設する図書館常駐職員により施設の保守・保安、清掃等。夜間利用がある場合は、(一社)勝浦市シルバー人材センターへの委託により業務等を行う。

(2) 興津集会所

職員常駐。常駐職員及び勝浦市芸術文化交流センター職員により利用案内、施設の保守・保安、清掃等。

(3) 上野集会所

職員常駐なし。勝浦市芸術文化交流センター職員及び学童保育職員により施設の保守・保安、清掃等。夜間利用がある場合は、(一社)勝浦市シルバー人材センターへの委託により業務等を行う。

(4) 総野集会所

職員常駐なし。勝浦市芸術文化交流センター職員により施設の保守・保安、清掃等。夜間利用がある場合は、(一社)勝浦市シルバー人材センターへの委託により業務等を行う。

4. 開館時間及び休館日

(1) 勝浦・総野集会所

開館時間：9時00分～21時00分

休館日：月曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

月曜日が祝日の場合、翌日を振替休館とする。

(2) 興津・上野集会所

開館時間：9時00分～21時00分

休館日：金曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

金曜日が祝日の場合、翌日を振替休館とする。

※管理上必要と認めるときは、開館時間及び休館日は変更することができる。

5. 使用料

各施設の使用料は次のとおりとし、納付済の使用料は還付しないものとする。

区 分		使用料 (1時間あたり)
施設	時間	
集会室(①②) 和室 調理室	9時00分～17時00分	390円
	17時00分～21時00分	520円

※勝浦市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割に相当する額(10円未満切捨て)を加えた額とする。

次に該当するときは、使用料の減免をすることができる。

①公共団体

市・市附属機関・関係団体・保育所・幼稚園・小中学校：免除(100%)
県・他市町村・国・独立行政法人・国立大学法人・公社等：減免(70%)

②地域団体(社会教育関係団体・社会福祉団体)：免除(100%)

※ただし、活動内容によっては減免なし。

③市民活動団体・文化団体(サークル団体)：減免(70%)

④市及び教育委員会の後援：減免(50%)

6. 各室の利用形態等

○事務室(各集会所)

職員が施設の管理運営のために使用。

○集会室・和室(各集会所)

個人又は団体が地域社会づくり活動並びに社会教育活動のために使用。机・椅子等の備品類は活動内容により配置。利用する際は事前の仮予約及び申請書の提出が必要。

○図書室(興津集会所)

図書の閲覧・貸し出しのために使用。図書を借りる場合は、事務室での手続きが必要。利用する際は事前の仮予約及び申請書の提出は不要。

7. 施設の使用

施設の使用にあたっては、所定の様式に申請者の住所・氏名(団体名・代表者名)・電話番号、使用期日・使用時間・使用目的及び内容・使用人数・使用責任者等を記入の上、使用しようとする日の属する月の3ヵ月前から3日前までに勝浦市教育委員会に提出し、許可を受けるものとする。

同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、勝浦市教育委員会が特に必要と認めるとき又は管理運営上支障がないと認めるときは、この限りではない。

以下に該当する場合は、使用の制限・停止・許可の取り消しをすることができる。

- ①公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- ③施設又は設備を滅失し又は汚損するおそれがあるとき。
- ④その集会施設の管理運営上支障があるとき。
- ⑤定員以上の入場又は入場が予想されるとき。

8. 遵守事項

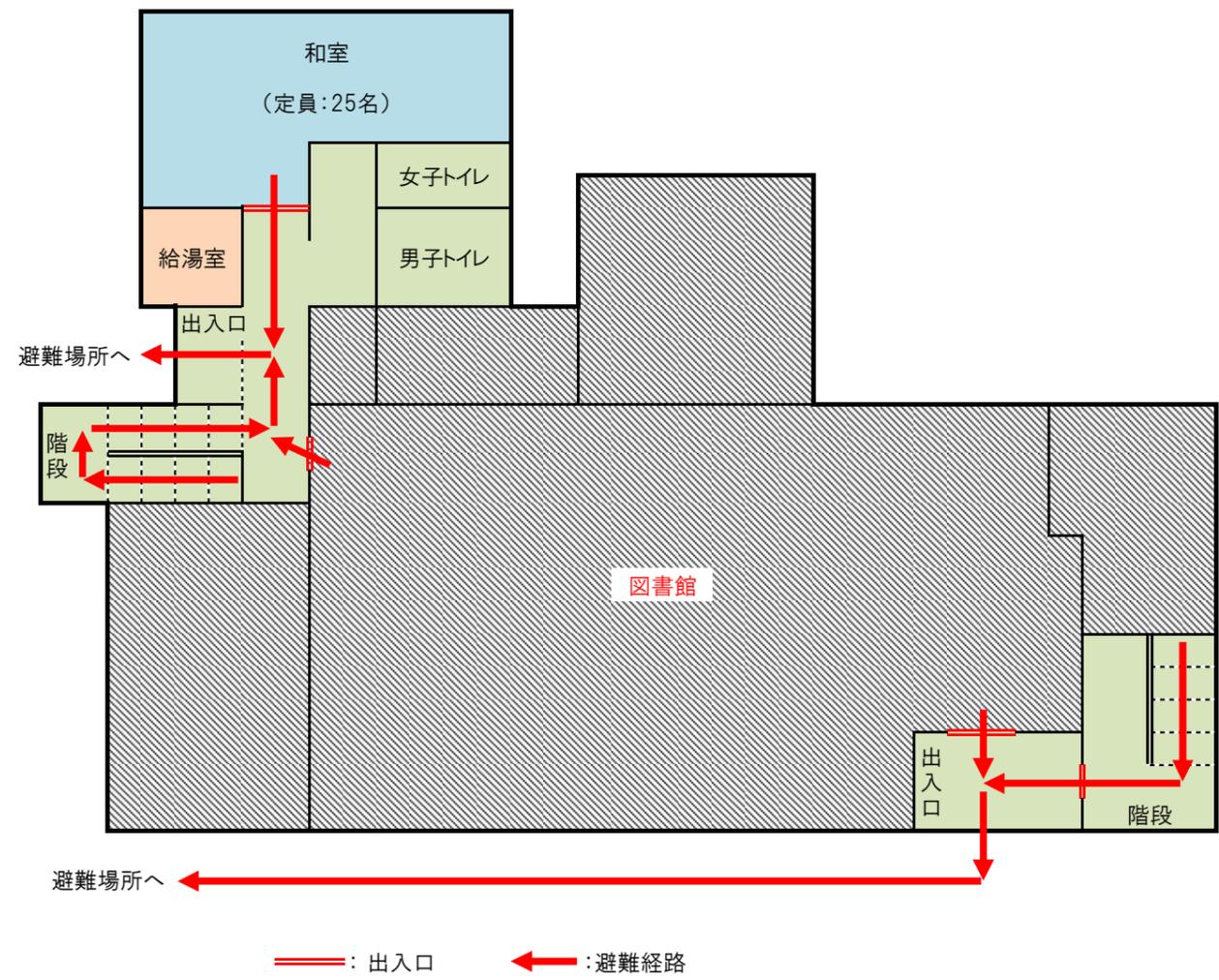
使用者に対し、教育委員会及び職員の指示とともに次に掲げる事項を遵守させることとする。

- ①施設を損傷し又は汚損しないこと。
- ②所定の場所以外で喫煙その他の火気を使用しないこと。
- ③承認を受けないで備品、器具等を使用又は移動しないこと。
- ④騒音若しくは怒声を発し又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ⑤使用後は整理整頓し、清潔の保持につとめること。
- ⑥その他、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

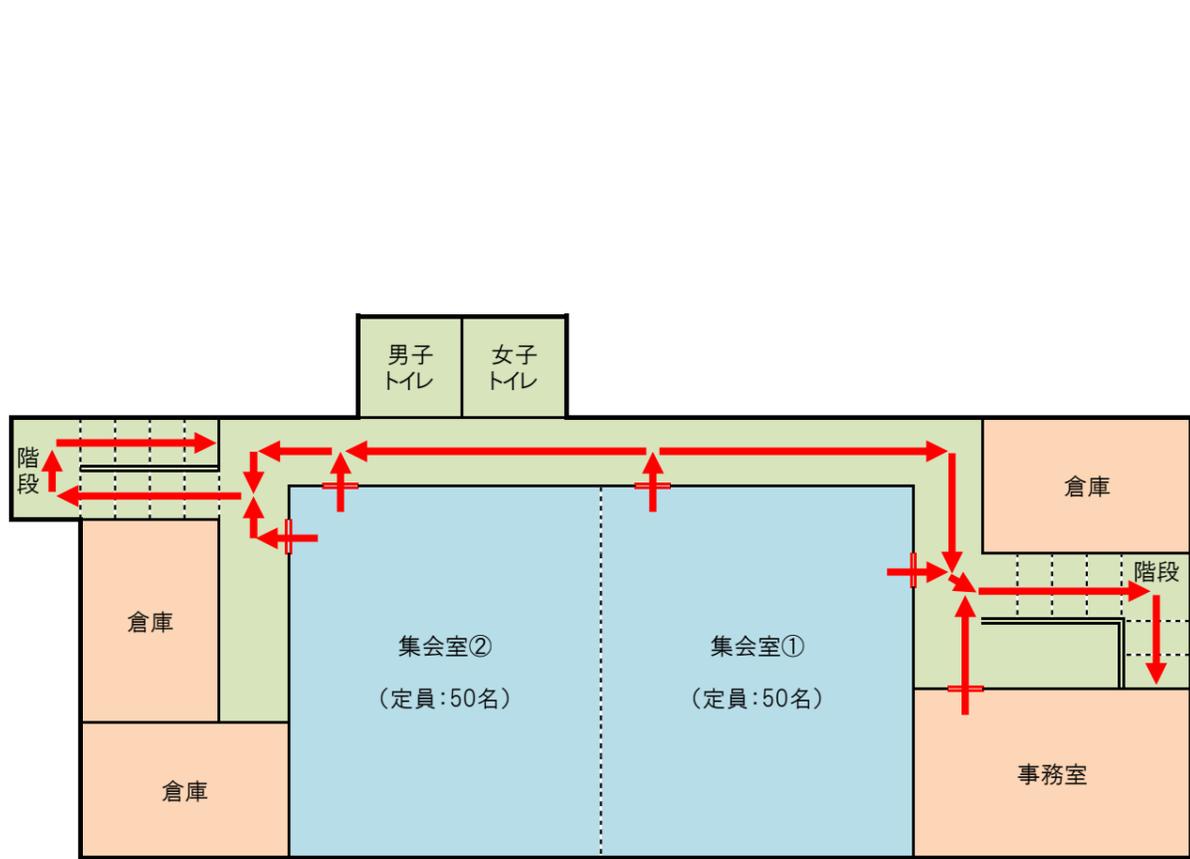
また、施設において教育委員会が許可したものの他、広告、その他これらに類するものを掲示・配布してはならない。

施設等を損傷・滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

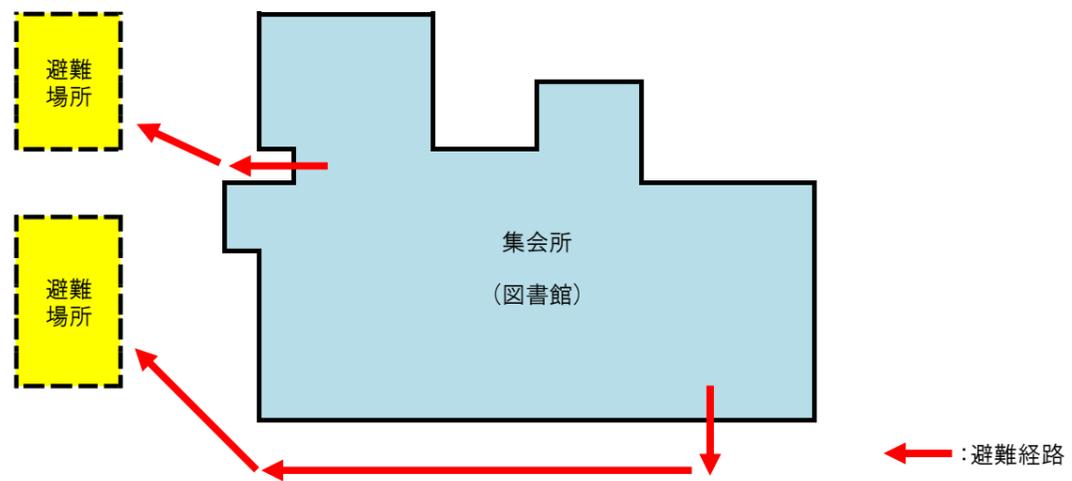
勝浦集会所・避難経路図(1階)



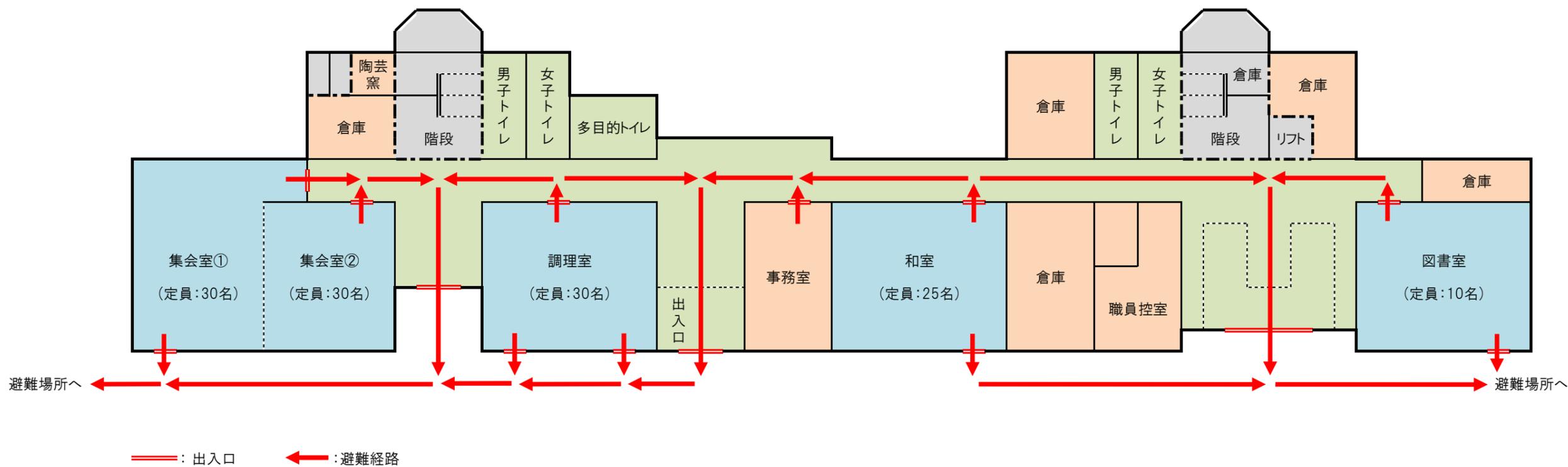
勝浦集会所・避難経路図(2階)



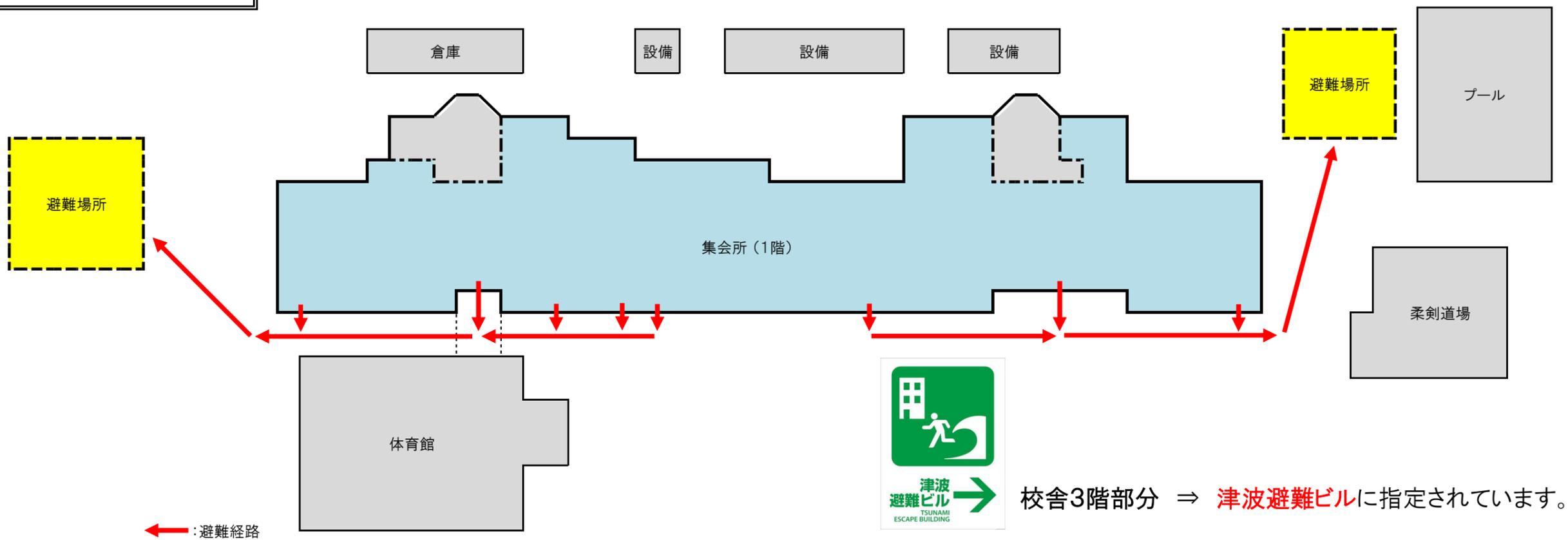
勝浦集会所・避難経路図(全体)



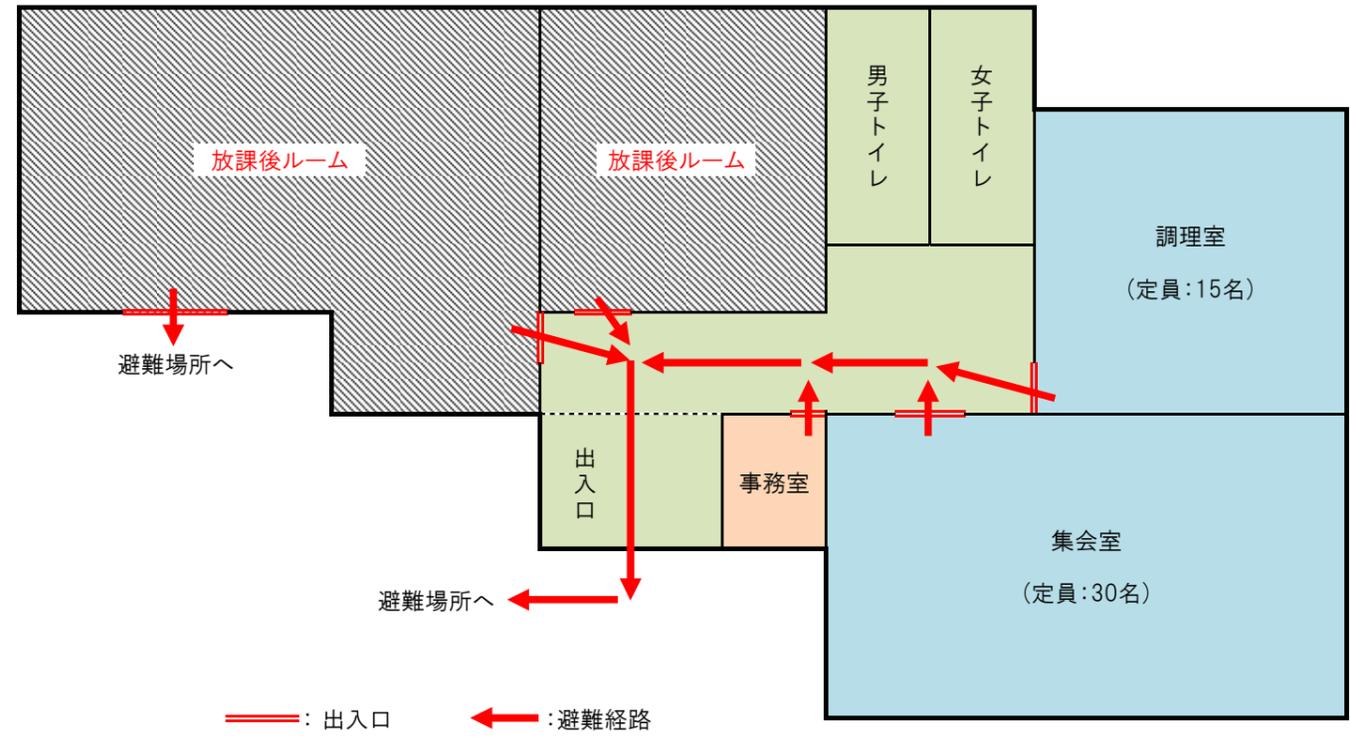
興津集会所・避難経路図(1階)



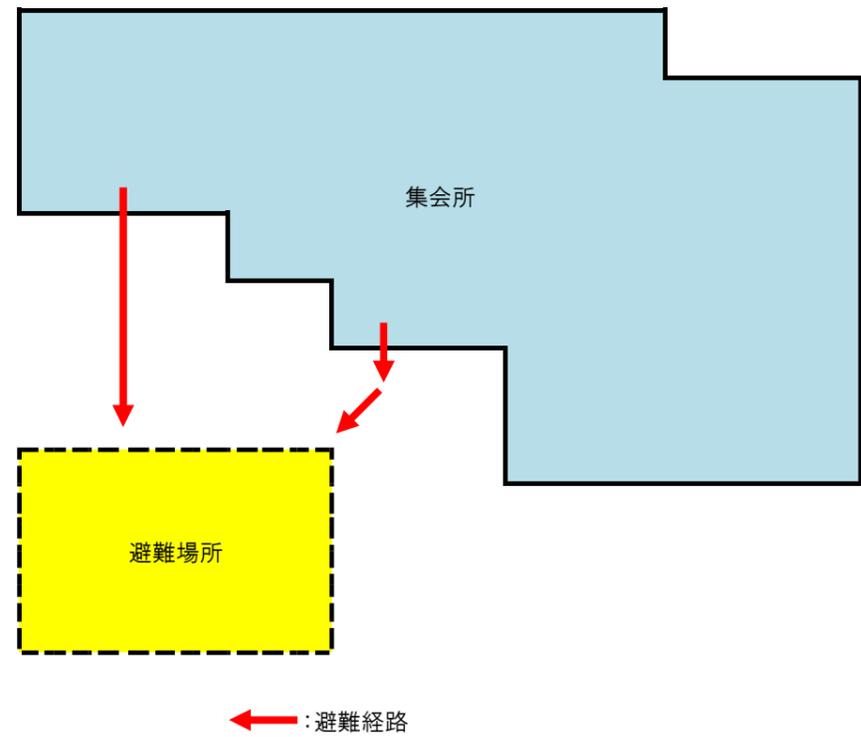
興津集会所・避難経路図(全体)



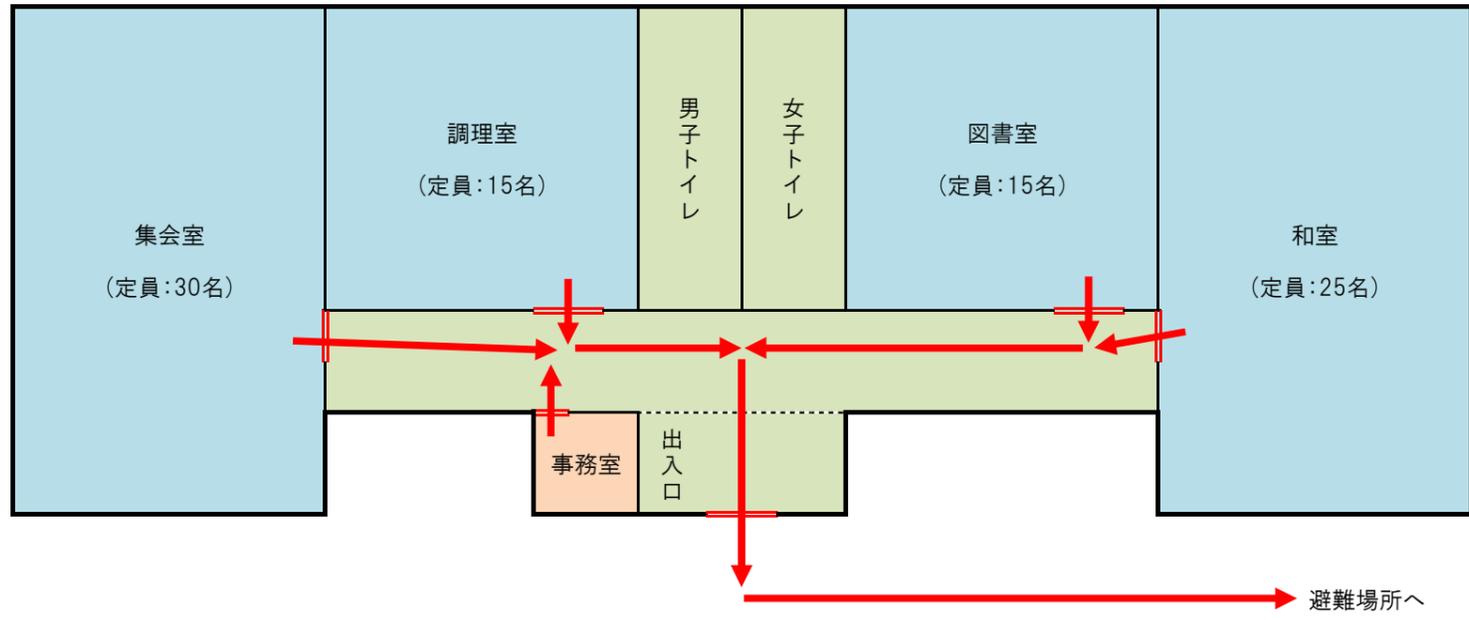
上野集会所・避難経路図



上野集会所・避難経路図(全体)

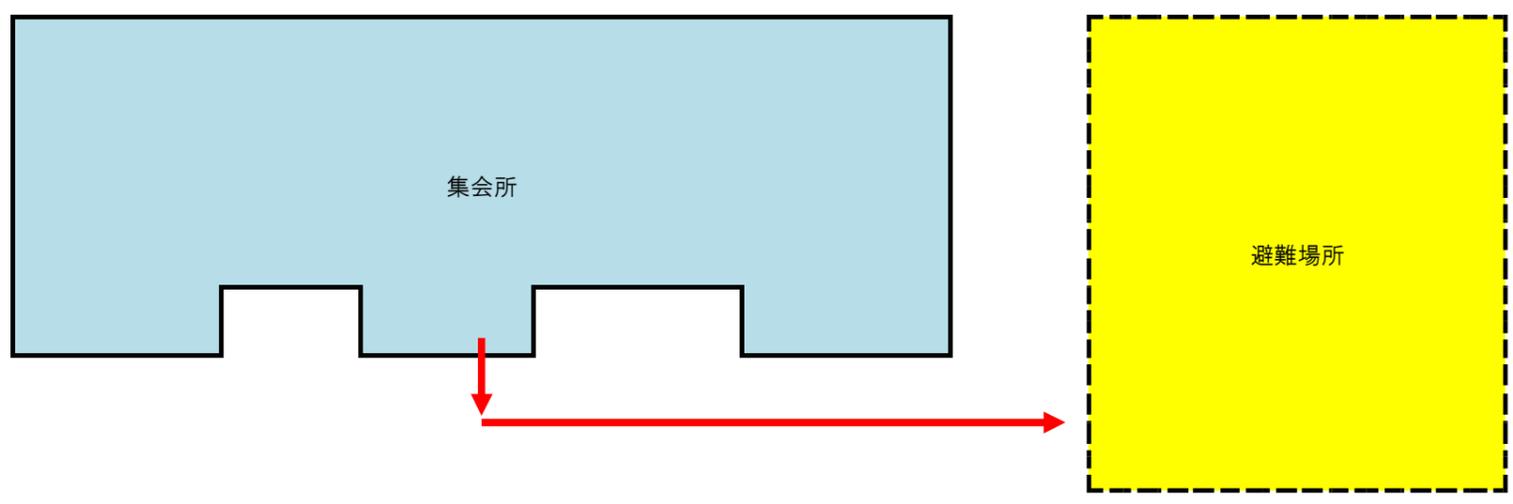


総野集会所・避難経路図



== : 出入口 ← : 避難経路

総野集会所・避難経路図(全体)



← : 避難経路